

平成20年3月26日

各 位

本 社 所 在 地 大阪市中央区農人橋一丁目1番22号  
大江ビル10階  
会 社 名 株式会社ナチュラム  
代 表 者 代表取締役会長兼社長 中島 成浩  
(コード番号：3090 大証ヘラクレス)  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 高橋 要  
電 話 番 号 06-6910-0010  
U R L <http://www.naturum.jp/>

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年3月26日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成20年4月25日開催予定の第8期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更理由

当社は、平成20年3月14日開催の取締役会において、平成20年8月1日(予定)をもって、当社のEコマース(インターネット通信販売)事業部門を会社分割(新設分割)し、当該事業を当社100%子会社となるナチュラム・イーコマース株式会社に承継させることにより、当社を持株会社(ミネルヴァ・ホールディングス株式会社に商号変更予定)へ移行することを決議いたしました。これに伴い、現行定款第1条及び第2条に定める商号および事業目的の変更を行うものであります。

なお、現行定款第1条及び第2条の変更につきましては、第8期定時株主総会に付議される「新設分割計画承認の件」が承認され、かつ、同議案における新設分割の効力が発生することを条件として、平成20年8月1日(予定)をもって効力が生じるものとします。

第8期(平成20年1月期)において資本金の額が5億円以上となり、会社法第2条第6号に規定される大会社に該当することとなり、同法第328条第1項の規定に基づき監査役会、会計監査人の設置が必要となりましたので、現行定款第4条、現行定款第29条において所要の変更を行うと伴に、変更案第32条から第36条及び第40条、第41条を新設するものであります。

経営陣の充実強化を図る目的で、現行定款第18条において取締役の員数を7名以内に引き上げるものであります。

補欠監査役の予選の有効期間について、選任手続きの煩雑さを勘案し、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとするよう変更案第38条を新設するものであります。

当社が株式公開により株券保管振替制度の適用を受けたことに伴い、実質株主に関して現行定款第9条、現行定款第14条について所要の変更を行うものであります。

その他、全般にわたって条数、文言の修正等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成20年4月25日(金曜日)

定款変更の効力発生予定日

平成20年4月25日(金曜日)

ただし、現行定款第1条および第2条の変更につきましては、第8期定時株主総会に付議される「新設分割計画承認の件」が承認され、かつ、同議案における新設分割の効力が発生することを条件として、平成20年8月1日(予定)をもって効力が生じるものとしします。

(下線部は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社ナチュラム</u>と称し、英文では、<u>Naturum CO.,LTD.</u>と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(新設)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. インターネットによる情報提供、通信販売および仲介、広告業務</li> <li>2. アウトドアレジャー用品、釣具、スポーツ用品の販売</li> <li>3. 旅行用品、自動車用品、日用品雑貨の販売</li> <li>4. レジャー、スポーツ、旅行に関する情報提供サービス</li> <li>5. イベントの企画、運営</li> <li>6. ソフトウェアの開発、販売</li> <li>7. コンピューターおよび周辺機器の販売</li> <li>8. 健康食品、食料品、健康機器の販売</li> <li>9. 市場調査および各種マーケティングリサーチ業</li> <li>10. 倉庫業、梱包発送代行業務および梱包資材の販売</li> <li>11. 損害保険代理業</li> <li>12. 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</li> <li>13. <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u></li> </ol> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、<u>ミネルヴァ・ホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>Minerva Holdings CO.,LTD.</u>と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1) 次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理すること。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. インターネットによる情報提供、通信販売および仲介、広告業務</li> <li>2. アウトドアレジャー用品、釣具、スポーツ用品の販売</li> <li>3. 旅行用品、自動車用品、日用品雑貨の販売</li> <li>4. レジャー、スポーツ、旅行に関する情報提供サービス</li> <li>5. イベントの企画、運営</li> <li>6. ソフトウェアの開発、販売</li> <li>7. コンピューターおよび周辺機器の販売</li> <li>8. 健康食品、食料品、健康機器の販売</li> <li>9. 市場調査および各種マーケティングリサーチ業</li> <li>10. 倉庫業、梱包発送代行業務および梱包資材の販売</li> <li>11. 損害保険代理業</li> <li>12. 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</li> <li>13. <u>前記1から12に付帯関連する一切の業務</u></li> </ol> <p><u>(2) グループ会社に対する経営コンサルティング業</u></p> <p><u>(3) 不動産の賃貸借および管理業務</u></p> <p><u>(4) 経理、財務、人事、総務に関する業務</u> 代理業</p>

<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> </ol> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (記載省略)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 (記載省略)</li> <li>3 当社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</li> </ol> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 (記載省略)</li> </ol> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>6</u>名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">(5)前各号に付帯または関連する一切の事業</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> <li><u>3. 監査役会</u></li> <li><u>4. 会計監査人</u></li> </ol> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行のとおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 (現行のとおり)</li> <li>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</li> </ol> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 (現行のとおり)</li> </ol> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、<u>計算書類および連結計算書類</u>に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。</p>
--	--

<p style="text-align: center;"><b>第 5 章 監査役</b></p> <p>(員 数) 第29条 当社の監査役は、<u>2</u>名以内とする。</p> <p>(任 期) 第31条 (記載省略) 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき</u>時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(監査役の報酬等) 第32条 (記載省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 5 章 監査役および監査役会</b></p> <p>(員 数) 第29条 当社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>(任 期) 第31条 (現行のとおり) 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する</u>時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(常勤の監査役)</u> 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役会の招集通知)</u> 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の<u>手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役会の決議方法)</u> 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役会の議事録)</u> 第35条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役会規程)</u> 第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の報酬等) 第37条 (現行のとおり)</p>
--	--

<p>(新設)</p> <p>(監査役の責任免除) 第33条 (記載省略)</p>	<p>(補欠監査役の選任に係る決議の効力) 第38条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第39条 (現行のとおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 6 章 会計監査人</b></p> <p>(選任方法) 第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(任期) 第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p>
<p style="text-align: center;"><b>第 6 章 計 算</b></p> <p>(事業年度および決算期) 第34条 (記載省略)</p> <p>(剰余金配当の基準日) 第35条 (記載省略)</p> <p>(中間配当の基準日) 第36条 (記載省略)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第37条 (記載省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 7 章 計 算</b></p> <p>(事業年度および決算期) 第42条 (現行のとおり)</p> <p>(剰余金配当の基準日) 第43条 (現行のとおり)</p> <p>(中間配当の基準日) 第44条 (現行のとおり)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第45条 (現行のとおり)</p>

以上